

川西 Bio Town (ビオタウン) の実現に向けて



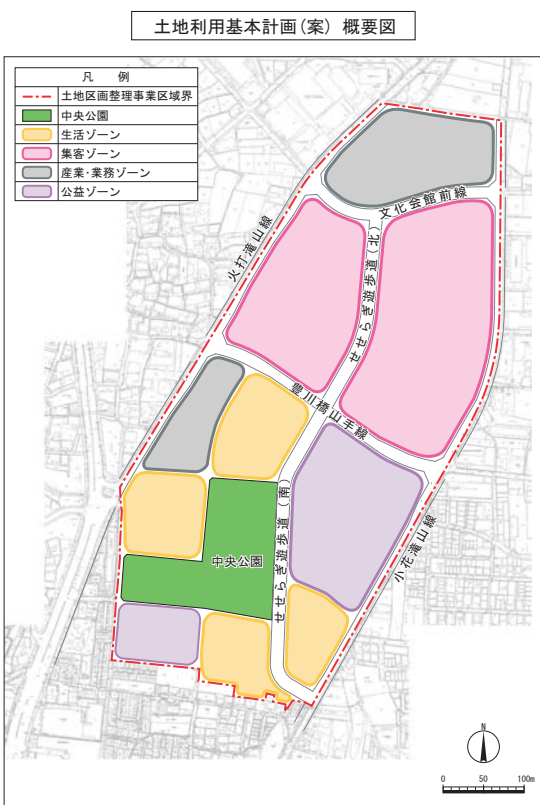
中央北地区の土地利用基本計画案がまとまりました

火打1丁目を中心とする中央北地区のまちづくりの基本計画案がまとまりました。この計画案は、昨年6月に策定した川西市中央北地区土地利用基本構想「川西 Bio Town (ビオタウン) 構想」を踏まえ、道路や公園などの公共施設や全体の土地利用などについて、権利者の皆さんや関係行政機関と協議を重ね、策定したものです。ここでは、その概要を紹介します。詳しくは中央北地区整備室 ☎ (740) 1214 へ。

基本構想をもとに基本計画案を作成

基本構想は同地区の整備の考え方や方向性を示したものでしたが、今回の基本計画案は、構想の実現に向け、問題点を整理し、事業着手に向けて作成しました。

計画の事業区域は火打1丁目と中央町の一部を含む約22分の範囲です。基本構想での事業区域は24分の範囲でしたが、事業展開を早期に実現するため



「せせらぎ遊歩道」イメージ

今後、市でこの事業区域を対象に土地区画整理事業によるまちづくりを、また、土地の権利者で土地利用を進めていきます。

仮換地の指定は24年度を予定

この土地区画整理事業は、区域内の土地の権利(所有権や借地権)を残しながら、さまざまな形をした土地を整形し、道路や公園などの公共施設を整備して、利用しやすくしようとするものです。道路などの公共施設分の土

とおりです。

土地の活用を早期実現などを考えながら、「生活ゾーン」「集客ゾーン」「産業・業務ゾーン」「公益ゾーン」の4つのゾーンに分けました。

また、区域内の主な公共施設として、都市計画道路豊川会館前線、都市計画道路豊川橋山手線、せせらぎ遊歩道、

中央北地区の整備にかかる都市計画・地区計画を縦覧します

中央北地区都市計画原案の縦覧と公聴会

中央北地区にかかる都市計画原案を、11月4日(水)から18日(水)までの執務時間中、市役所5階の都市計画課で縦覧します。

また、同原案の公聴会を、12月9日(水)午後7時から市役所7階会議室で行います。市民および利害関係のある人で、公聴会で意見を述べる場合は、11月30日(月)までに申し



川西の将来にとって、とても重要なプロジェクトのひとつである中央北地区の土地利用基本計画案がまとまりました。いよいよ新たな段階に入ったという思いです。もともと、この地区は地場産業である皮革工場が最盛期には100社を超えて集まっていたのですが、平成15年以降、転廃業事業により工場の解体などが進みました。同地区の現在の空地は、これらの工場の跡地なのですが、「川西能勢口」駅から近く、利便性の高い立地でありながら、道路や上下水道などの

中央北地区に遊歩道や公園を皆さんに親しまれる地区に



都市基盤が整備されていません。このため市では、同地区で次世代につながるまちづくりを進めようと、問題点の整理や調整を進めてきました。今後は、平成25年度からの工事着手に向けて関係権利者の皆さんと協議を進めていきます。

今回の計画案では、基本構想を踏まえ、同地区の中央に配置するせせらぎ遊歩道を水辺空間を併せ持つ歩行者専用道路として、また、2分の中央公園を防災機能を併せ持つ広域公園として配置しています。皆さんに親しまれる公共空間をめざします。

中央公園があります。

今後、これらの公共施設の整備については市が主体となって進めていくとともに、それぞれのゾーンの具体的な土地利用については、土地の権利者の皆さんの意向を踏まえながら進めていきます。このため、区域内の権利者の皆さんが、具体的な土地利用を検討し、換地に向けた合意形成を図ることを目的に、10月18日に川西市中央北地区まちづくり協議会が設立されました。

今後、同協議会では、権利者の皆さんの意向把握や土地利用に関する調査研究などを行いながら、合意の形成に向けて取り組んでいきます。

出してください。

申し出がない場合は公聴会は開催しません。詳しくは同課 ☎ (740) 1201 へ。

【縦覧を行う都市計画案件】

阪神間都市計画道路(豊川橋山手線外4路線)、通路(せせらぎ遊歩道北線)、公園(中央公園)、住宅街区整備事業(中央北地区住宅街区整備事業)、住宅街区整備促進区域(中央北地区住宅街区整備促進区域)、土地区画整理事業(中央北地区土地区画整理事

業)、土地区画整理促進区域(中央北地区土地区画整理促進区域)、地区計画(中央地区地区計画)

中央地区

地区計画原案の縦覧

中央地区地区計画原案を11月5日(木)から18日(水)までの執務時間中、市役所5階の都市計画課で縦覧します。区域内の土地所有者および利害関係のある人で、同原案に意見のある場合は、11月25日(水)までに市長へ意見書を提出できます。詳しくは同課 ☎ (740) 1201 へ。